

# 消費者被害について

令和5年度5月11日（木）13：30～14：10

都筑第2自治会館

加賀原地域ケアプラザ 地域包括支援センター社会福祉士 山田健太郎

都筑区 川和町 消費生活推進員

# 本日のタイムスケジュール

- 13:35～13:40 あいさつ、本日のねらい
- 13:40～13:45 消費者被害とは？
- 13:45～14:00 啓発動画8分 & 解説
- 14:00～14:15 質疑応答

# 本日のねらい

---

- ・悪質商法と特殊詐欺の違いを理解しましょう。
- ・悪質商法に巻き込まれた時の対応。
- ・悪質商法や特殊詐欺に合わない為にできること。

**消費者被害って？  
どんなイメージ？**



# 今日のPOINT①

- ①悪質商法は防ぐことができます。
- ②早めに気が付いたら、対応が間に合う可能性があります。



# 今日のPOINT

## 契約が成立するかしないか

民法の第522条では、「**当事者同士による意思表示の合致**」により**契約が成立する**と規定しています。具体的には、**申込み**(契約内容を示した上で、その締結を申し入れる意思表示)と**承諾**(契約内容に合意する意思表示)があった時点で**契約締結**となります。



契約が法的な効力を持つには、  
契約の**有効要件**を満たす必要があります。

- 契約内容が実現可能であり、かつ確定している
- 契約内容が**適法**である
- 契約内容が公序良俗に反しない
- 契約当事者が権利能力や意思能力、行為能力を備えている
- 意思表示が**意思の不存在(勘違いや虚偽表示など)**により行われたものでない
- 意思表示が**詐欺や脅迫に**よって行われたものでない

## 最近はやりの事例解説

パンフレット事例2 定期購入

パンフレット事例3 点検商法

パンフレット事例9 訪問購入

## パンフレット事例3 点検商法

点検商法：

屋根や外壁の無料点検や床下シロアリ無料点検、  
リフォーム工事（耐震や水漏れなどなど）

## パンフレット事例9 訪問購入

訪問購入：

「不用品を買い取ります」「いらなくなった服や着物買い取ります」と言って訪ねてきて、売るつもりがなかった貴金属を強引に買い取ります。

# 本日のまとめ

---

- ①悪質商法や特殊詐欺の予防対策は、  
→見知らぬ人を家にいれない。電話で余計な情報を伝えない
- ②急がせてきますので、**その場で決めない。家族や周囲の人に相談を！**
- ③万が一、被害に合った時は  
→悪質商法は 1 8 8 へ電話  
→特殊詐欺は 1 1 0 へ電話

## 加賀原地域ケアプラザ 地域包括支援センター

営業時間: 月～土 9:00～18:00 日・祝 9:00～17:00

休館日 : 年末年始(12月29日～1月3日)

電 話 : 045-944-4641

住 所 : 神奈川県横浜市都筑区加賀原1-22-32

担 当)

主任ケアマネジャー: 小 野

保 健 師 : 欠員

社 会 福 祉 士 : 山 田・吉 野

お気軽にご相談ください (\*^-^\*)